

## 司法ソーシャルワークの 担い手として

～日本最東端の法テラス法律事務所から～

法テラス釧路法律事務所



釧路弁護士会会員

松岡 孝

Matsuoka, Takashi

### 1 はじめに

#### (1) 釧路の紹介

釧路市は、人口約16万人、北海道の東部、「道東」地域の太平洋岸に位置し、同地域の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っている都市といえます。釧路市は、大きく3つの地域に分けられます。釧路市の中心部ともいえる「釧路」地域、阿寒湖やまりもでおなじみ、旧阿寒町にあたる「阿寒」地域、白糠町という別自治体を挟んだ「飛び地」となっている旧音別町にあたる「音別」地域です。単に「釧路」といえば、「釧路地域」を指しているということも少なくありません。法テラス釧路法律事務所は、釧路地域に存在します。なお、当事務所は、日本最東端に位置する法テラス法律事務所でもあります。私は、2020年1月に、当事務所に赴任しました。

#### (2) 釧路での生活

皆様のご想像のとおり、釧路は1年を通じて気温がとても低い地域です。真夏であっても、30度を超すことはまれです。実際、2020年8月の平均気温は、19.5度とのことでした。その一方で、降雪量は、(1シーズンに数回、「ドカ雪」が降ることこそあれ)意外にも(?)それほど多くはありません。気温の低さに慣れた今では、真夏

でもエアコン要らずの住みやすい気候であると感じています。

そして、釧路を含む道東地域は、釧路湿原をはじめ、阿寒湖、摩周湖といった雄大な自然に大変恵まれています。釧路への赴任前は全くのペーパードライバーだった私も、休みの日には、時折、道東地域の自然名所へドライブに出かけています。釧路といえば、タンチョウヅルをイメージされる方も少なくないと思われませんが、郊外を運転中、タンチョウヅルに遭遇することもしばしばあります。タンチョウヅル以外でいえば、エゾジカやキタキツネなど様々な動物もよく見かけます。もっとも、これらの野生動物との「交通事故」の危険は常にあり、運転時には注意が必要です。また、釧路の夕日は、インドネシアのバリ島、フィリピンのマニラ湾と並ぶ「世界三大夕日」として数えられていることはご存じでしょうか。当事務所近くの釧路川に架かる「幣舞橋」から眺める夕日は、まさに絶景です。

### 2 法テラス釧路法律事務所での仕事の紹介

#### (1) 司法ソーシャルワークの実践

地方自治体・福祉機関等の職員等と弁護士が協働し、自発的に司法サービスを求めづらい高齢者・

障がい者の方々等が抱える様々な問題の総合的な解決を図る。すなわち「司法ソーシャルワーク」の取組は、当事務所の重要な役割の1つです。

司法ソーシャルワークの実践例として、釧路市の地域包括支援センターとの「ケース会議」の取組についてご紹介いたします。釧路地域には5つの地域包括支援センターが設置されています。当事務所の弁護士が各センターに赴き、あるセンターとは定期的に、また、あるセンターとは単発的にケース会議を行っています。ケース会議とは、高齢又は障がい等により支援が必要となる対象者の今後の支援調整に当たり、複数の機関が参加し、検討を行う会議のことをいいます。対象者の抱える法的問題の発見、整理、それに対して法的助言を行うことが、ケース会議に参加する弁護士の役割です。そして、必要に応じて、民事法律扶助制度による出張相談や事件の受任をします。そこから債務整理や成年後見等申立てに至った件も少なくありません。2020年度は、新型コロナウイルスの影響で、定期的に行っているケース会議の実施ができなかったセンターもありましたが、弁護士がケース会議に参加することにより、対象者が抱える法的問題を早期に発見、対応する

ことができ、有意義な取組であると感じています。

地域包括支援センター以外にも、様々な関連機関と連携しています。ケース会議への参加のお声がけは、社会福祉協議会や各所の病院の医療相談員の方々等からいただくこともあります。ケース会議の実施以外にも、消費生活センターとの定期勉強会（月1回）、生活相談支援センター主催の「何でも無料相談会」（弁護士と生活支援相談員等が同時に相談者の話を聞き、法的助言のみならず、生活に関する様々な助言を行うという形の相談会）への参加なども行っています。

また、このような公的機関のみならず、2021年度は、ある町内会から「相続に関する講演をしてほしい」というお声がけをいただくこともありました。法テラスが地元の住民の方々に認知され、利用いただけたということ、とてもうれしく感じました。

このような取組により、相談、事件受任のルートとしては、行政や福祉機関等他機関からの紹介が多いといえます。そして、必然的に、相談の内容や当事務所が抱える事件としては、債務整理、成年後見等（申立代理人になることもあれば、自身が後見人等になることもあります。）が多い類型となっています。その他の手持ち事件としては、離婚をはじめとした家事事件、刑事事件等が挙げられます。

(2) 今後の課題—釧路市を超えて知ってもらうために

釧路弁護士会の管轄区域の面積は、道東地域全体、約3.3万平方キロメートルと、全国52弁護士会の中で1番です。当事務所が担うべき地域も、同様に釧路市を越えた道東地域全体といえます。そして、釧路市外への認知度の向上、

利用の促進は、今後の課題といえます。

釧路市外の自治体への認知度向上の一環として、2020年度、釧路市外のいくつかの自治体に赴き、法テラスの業務説明会を実施しました。当該自治体の職員の方々と話し、改めて認識したことは、当然のことながら、釧路市だけでなく、どの自治体も法的サービスの提供が必要となる対象者を抱えているということです。まだまだ法律家への相談になじみのない自治体も少なくありません。今回のような業務説明会などを通じ、直接顔を合わせ、関係を築いていくことが大事だと感じました。

後日、私が業務説明に赴いた自治体の職員の方から、相談の電話をいただくことがありました。まずは、「困ったらとりあえず電話をしてみる」という電話での情報提供という形からでも、法テラス釧路が「使われる」

存在になっていければと思います。

### 3 おわりに

釧路市は、高齢化率が30%を超えた、「超高齢都市」の側面も有しています。高齢者の抱える法的問題へのアプローチは、これからますます法テラス釧路法律事務所が担うべき役割の1つになっていくように感じます。

赴任後1年を通じ、私自身の力不足を感じることは決して少なくありませんでした。それでも、1つ1つ（一人一人）の事件や案件に対して一生懸命取り組む、その姿勢を崩すことのないよう、これからも精一杯頑張っていきたいと思います。



当事務所付近から眺める夕日

#### 学ぶ力—松岡君のこと

法テラスのスタッフ弁護士はわずか1年間の養成で任地に旅立つ。温かな風貌でおっとりとした関西弁を話す君に会ったとき、厳しい指導に耐えられるか、一抹の不安も抱かなかったかと言えようことになる。けれどすぐに杞憂だと知らされた。どんな事件もひょうひょうと取り組み（「難しい事件ですネ」とは言うが、顔は笑顔のままである。）、しかるべき結果を出す。

そして、先輩の背中から学ぶことができる。当番で受けた、ある器物損壊事件で、その日のうちに関係先からの聴取を行い、勾留阻止を実現したのはそうした学ぶ力のたまものだろう。

釧路では司法ソーシャルワークに力を入れているとのこと、変わらぬ柔和な表情で、高齢者や障がい者の支えになってほしい。

From 櫻井 光政（第二東京弁護士会会員）